

(仮訳)

日・マレーシア経済連携
共同研究会報告書

2003年12月

目 次

1 . 背 景

2 . 概 観

3 . 議論の概要

3 - 1 . 貿易・投資の自由化及び円滑化

- (1) 物品貿易
- (2) 原産地規則
- (3) サービス貿易
- (4) 投資
- (5) 自然人の移動
- (6) 政府調達
- (7) 税関手続
- (8) 貿易取引文書の電子化
- (9) 基準認証
- (10) 知的財産
- (11) 競争政策
- (12) ビジネス環境整備

3 - 2 . 協 力

1. 背景

- (1) 2002年1月にマレーシアを含むASEAN5ヶ国を歴訪した際、小泉首相は「日・ASEAN 包括的経済連携構想」を提案し、マハディール首相(当時)はこれを全面的に支援した。
- (2) 2002年4月にヤンゴンにて開催された日・ASEAN フォーラムにおいて、日本及びASEAN 諸国の次官級の高官は、日・ASEAN 包括的経済連携構想を実現させるための手法について協議し、日・ASEAN 全体間の連携が可能な分野や枠組みについて研究すると同時に二国間の経済連携を探求していくことを決定した。
- (3) 2002年11月にカンボジア王国のプノンペンで開催された日・ASEAN 首脳会議にて、日本とASEAN 各国の首脳は、「日本とASEAN 全体との間の包括的経済連携実現のための枠組みを検討する一方で、いずれのASEAN 加盟国とも日本が二国間の経済連携を確立するための作業を始めることができるという手法を承認した」。
- (4) 2002年12月の小泉首相との会談において、マハディール首相(当時)から日本とマレーシアとの間の経済連携を構築する構想が提案され、小泉首相はこれを心から歓迎し、二国間の協議を開始することの必要性を強調した。後日、本提案は、2003年2月のラフィダ国際貿易産業大臣と平沼経済産業大臣(当時)との会談に引き継がれた。両大臣は、自由貿易協定の要素を含む日本とマレーシアとの間の経済連携構築の可能性を評価する目的で、政府間協議を開催することを決定した。
- (5) 上述の一連のハイレベル協議を受けて、両国政府の代表は、日・マレーシア経済連携(JMEP)の作業部会を設置することで合意した。第1回会合で双方にて決定された付託条項(TOR)に則って、作業部会は2003年の5月と7月に2回の会合を持った。
- (6) 2003年7月の第2回作業部会において、両国政府は、作業部会でかなりの進捗があったことを評価しつつ、更に議論を深め、JMEP を実現させるための手続を加速させる目的で、政府関係者、産業界の代表者及び学者から構成される「共同研究会」という次の協議段階に進むことを決定した。

- (7) 共同研究会は、2003 年の 9 月から 11 月の間に 2 回の会合を持った。2003 年 9 月に開催された第 1 回共同研究会で、双方によって付託条項(TOR) が採択された。JMEP の作業部会の結果に基づき、共同研究会では以下の広範な論点に取り組んだ。
- (a) 物品貿易、サービス貿易、投資の自由化及び円滑化の論点、ビジネス環境整備の論点、様々な分野の協力の論点(機微な問題への柔軟性の必要性を考慮しつつ、日本・マレーシア間の互恵的な経済連携を強化する手法を検討する)
 - (b) JMEP による経済効果の分析
- (8) 共同研究会はまた、交渉で扱う可能性のある全ての範囲の論点について議論を行った。協議の結果、双方は、各々の国の機微な分野も含め、様々な論点についてお互いの立場に対する理解を大きく深めることができた。

2. 概観

- (1) 日本とマレーシアはこれまで、前向きで友好的な関係のみならず、二国間の強固な貿易・投資関係を長期にわたって育んできた。マレーシアの東方政策と日本企業によるマレーシアへの直接投資は、二国間の緊密な関係に寄与してきた。日本企業による投資の蓄積と技術の移転は、将来の両国の更なる発展を促す礎である。
- (2) マレーシアは、日本にとって最も重要な経済パートナーの一国であり、逆もまた同様である。政府及び民間双方の親密な人的繋がりによって、二国間関係は堅固で安定したものになっている。それゆえに、相互の理解と信頼もまた非常に大きくなってきている。

二国間貿易は過去数十年の間に大幅に拡大してきた。2002 年において、マレーシアにとって日本は3番目に大きな輸出相手であり(104億ドル、全輸出量の11.2%を占める)、最大の輸入相手であった(142億ドル、全輸入量の17.8%を占める)。日本にとってマレーシアは10番目に大きな輸出相手であり(1.38兆円、2.6%)、10番目に大きな輸入相手であった(1.4兆円、3.3%)。2002年、マレーシアから日本への輸出の86.6%は工業製品であり、他方、残りの13.4%が農林水産品である。日本からマレーシアへの輸出のほとんどは工業製品となっている。

2003年の1月から9月までの期間において、マレーシアにとって日本は投資件数及び投資金額(承認ベース)ともに2番目に大きな投資国であった。マレーシアの国際貿易産業省によれば、同期間の日本からマレーシアへの投資件数(承認ベース)は92件にのぼり、全投資件数の12%を占めた。日本からマレーシアへの投資金額(承認ベース)は339百万ドルで、全投資金額(承認ベース)の13%を占めた。

日本からの資本参加がある企業数は1,337社(JETROの統計による)で、うち554社がマレーシア日本人商工会議所(JACTIM)の会員企業であり、JACTIMの統計によれば、これら554社でマレーシアの製造業分野における労働力の10%にあたる約220,000人を雇用している。マレーシアから日本への投資は、相対的に小さく、日本における対内直接投資のわずか0.2%に過ぎない。

- (3) ヨーロッパにおける EU や北米における NAFTA に見られる通り、域内国の競争力を更に強化するため、二国間・地域での自由貿易協定への取り組みが近年行われている。同様の利益を達成するため、ASEAN 自由貿易地域(AFTA)、日・ASEAN 包括的経済連携の枠組み、及び中・ASEAN 間で枠組みが署名された。
- (4) これら地域的な取り組みに加えて、二国間の経済連携の取り組みが重要になってきている。現在の経済統合の深さが認知される一方で、アジアでは、より大きな経済統合への動きに沿った二国間関係の強化を更に加速することが求められている。日本とマレーシアの二国間関係にはまだ改善すべき余地が多く残されている。期待されている二国間の経済連携協定(EPA)は、両国の競争力を強化する効果的な手段となろう。
- (5) 日本側の専門家は、日本とマレーシアの二国間 EPA におけるマクロ経済効果を以下の通り見積もった。
- (a) 日本の実質 GDP は 0.08% (3,404 百万ドル) 増加する。一方、マレーシアの実質 GDP は 5.07% (5,379 百万ドル) 増加する。増加率の観点からは、マクロ経済的な利得はマレーシアの方がはるかに大きい。日本の実質 GDP は非常に巨額のため、二国間の利得の差はさほど大きなものにはならない。
 - (b) 日本における貿易量の変化は、輸出で 0.29%、輸入で 0.6% であり、マレーシアについては、輸出で 5.31%、輸入で 5.24% である。
- (6) マレーシアの学者は、以下を指摘した。
- (a) GTAP モデルから算出された貿易自由化効果の予測値は、前提条件や構造的な枠組み及びデータにつき限界があるので、注意を払って検討されなければならない。日本・マレーシア間 EPA の効果に関するこれら予測値は、緊密な経済連携がもたらし得る効果の徴候に過ぎない。
 - (b) マレーシアから日本への輸出構造はそれほど変化しない。日本とマレーシアの二国間 EPA は、マレーシアの輸出構造の改善を加速する機会を提供すべきである。

- (c) 日本の関税はより自由化されているとはいえ、農産品、繊維、衣類、皮革、履物、旅行用品については依然として関税レベルは高く、これら関税率の引き下げはマレーシアによる高付加価値商品輸出の一助となるであろう。加えて、非関税措置の存在によって輸出者の費用が増加している。これを解決するために、技術協力及び能力構築の取り組みが必要である。
 - (d) マレーシアは、依然として慢性的なサービス貿易赤字を抱えているため、サービス分野の自由化は注意深く扱われるべきである。
- (7) 以上を纏めると、日本とマレーシアの学者は、両国が二国間の貿易自由化によって経済的利益を増大させることができるとの見解で一致した。彼らはまた、福利や、具体的かつ互恵的な協力や能力構築の取り組みの改善に、格別の注意が払われることが必要であることを認識した。

3 . 議論の概要

3 - 1 . 貿易・投資の自由化及び円滑化

(1) 物品貿易

共同研究会は、JMEP が関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) 第 24 条に完全に整合的なものであるべきとの見解を共有した。この関連で、双方は、機微な物品に対しては柔軟性を持って対応する必要性を認識しつつ、いかなる分野も全体として JMEP における物品貿易の自由化から除外されてはならないことを再確認した。

マレーシアから日本への輸入品の 86%は無税(一般特惠関税制度(GSP)下での無税扱いを含む)であり、日本からマレーシアへの輸入品の 67%が無税となっている。共同研究会は、物品貿易の自由化及び円滑化を含む市場アクセスへの包括的なアプローチが、二国間の経済連携強化に寄与することを認識した。

日本側は、マレーシアが比較的高関税を維持している自動車やその部品、電気機械、鉄鋼製品、繊維製品といった品目の関税撤廃を求めた。日本側はまた、日本企業が ASEAN 域内で事業を展開していることとの関連で、AFTA の枠組みのもとでのマレーシアによる関税撤廃に重大な関心を有していることを強調した。加えて日本側は、承認許可 (Approval Permit) のようなマレーシアの輸入許可措置の撤廃やマレーシアの非関税措置の撤廃を要望した。

マレーシアは自動車や鉄鋼分野における完全な自由化は困難を伴う旨説明した。マレーシアは、関税自由化に加え、投資や産業協力を含んだよりバランスの取れたアプローチが(特に自動車分野に)求められることを強調した。

マレーシアは、繊維製品や化学製品の市場アクセス拡大に関心があることを表明した。

マレーシア側はさらに、日本市場への農産品のアクセス拡大や、マレーシアの野菜、果物、高付加価値畜産物、水産品を含む農産品の輸出業者

が、日本の基準、衛生植物検疫措置（SPS）検疫措置、及び消費者ニーズを満たすことができるような能力構築に関わる日本からの技術支援に関心があることを表明した。この目的に向け、マレーシアは JMEP のもとで上記分野の技術支援・協力に関する合同協議を行うことを提案した。マレーシアはまた、生産、加工、日本市場・世界市場への販売など、様々な農業プロジェクトへの日本の協力を歓迎した。日本側からは、検疫措置は SPS 協定や他の国際基準に則って行われていることが説明された。日本側は、JMEP の枠外で双方の検疫当局間の会合を開催することを提案した。

日本側は、食料安全保障や農業の多面的機能といった観点から、全般的な農産品の困難性を説明した。日本はまた、でんぷん、砂糖やパイナップルなど、特定の製品の困難性も説明した。

また、日本側は、林産物の自給率の深刻な低下のため、合板等の林産物の困難性をマレーシア側は考慮すべきであることを説明した。さらに、日本側は、国民合意プロセスを経て打ち立てられた基本哲学に言及し、林産物の関税は、国内産業の保護だけでなく、環境保護、再生可能な有限天然資源の持続的利用の観点からも重要であり、林産物の関税撤廃は困難であることを強調した。また、日本側からは、マレーシアが国内木材加工産業の保護のために実施している林産品の輸出税、輸出規制、合法伐採を含む環境保護について懸念が表明された。日本側は、これらの問題を包括的に議論したいとした。

マレーシア側は、日本はマレーシア産の木材・木材製品にとって重要な市場であり、丸太等の一次加工品が依然として日本への輸出の大半を占めていることを強調した。

マレーシアは、現在、日本に約 150 万立方メートルの丸太を輸出している。日本に輸出される丸太の大半を供給しているサラワク州は、丸太生産の約 40% を地元での加工に割り当てている。これは、地元での加工を奨励し、地元住民のための雇用や開発といった地域経済への波及効果が増大することにより利益を得るためである。マレーシアは常に国内の森林が持続的に経営されることを確保してきた。国内の森林が過剰伐採されないことを確保するために、持続可能性に基づいた年間伐採が実施されている。

また、マレーシアは、日本の農林水産省を通じ、マレーシアから輸出される合板について日本農林規格（JAS）の基準に従って検査・評価を実施する検査機関の一つとして、マレーシア森林研究所を認定することに同意するよう、日本合板検査会の協力を要請した。

マレーシアは、合法伐採を含む環境保護の問題は、分離して別の場で議論することが可能であると述べた。

水産品の困難性についても日本側から説明が行われた。日本側は、まぐろ漁業に見られるように、資源管理・保全のために国際機関によっていくつかの取り組みが行われていることに特に言及しつつ、乱獲が行われている現状況下では水産資源の持続的利用を実現することが必要であること、それゆえ JMEP は、I.U.U.（違法、無規制、無報告）漁業をなくし漁獲能力制限を行う国際的努力を否定することがないよう、それらの取り組みに十分留意すべきであることを強調した。日本側はまた、日本の漁業は沿岸の小規模漁業が大半を占めていることから、漁業分野の貿易自由化の困難さに言及しつつ、水産業及び漁村の多面的機能を維持する必要性も強調した。マレーシア側は、持続可能な漁業・養殖業の原則につき同意することを強調した。

加えて、日本側は、皮革、皮革製品、履物が日本にとって極めて機微な品目であることを説明した。

マレーシア側は、現地調達要求の撤廃及び差し迫った AFTA の枠組みでの自由化により、自動車及びその部品産業が困難に直面していると述べた。

共同研究会は、両国の困難性に対していかに対処していくべきかにつき、更に議論を重ねる必要があることを確認した。

（２） 原産地規則

共同研究会は、日本及びマレーシアの原産品が JMEP での物品貿易の自由化による利益を享受することができるように、JMEP に原産地規則を含めるべきであるとの認識を共有した。また、双方は、JMEP における原産地規則は、日・ASEAN 包括的経済連携の下で将来議論される ASEAN

諸国と日本との間の累積原産地規則にしかるべく注意を払うべきであることを認識した。

共同研究会は、主として工業品に適用され得る2つの主要な基準、すなわち、関税分類の変更に基づく関税分類変更基準、及びその国で行われた製造・加工の際に物品に加えられた価値に基づく付加価値基準について、意見交換を行った。日本側は、JMEPにおける基本的なアプローチは関税分類変更基準であると考えている。マレーシア側からは、付加価値基準に慣れ親しんでいるものの、JMEPにおけるアプローチとして関税分類変更基準を排除するつもりはないことが示唆された。双方は、更に議論を重ねる必要があることを認識した。

共同研究会は、JMEPにおける原産地規則を決定する際の重要な指針を以下の通り確認した。

- 貿易に対して不必要な障害とならないこと
- 公平、中立、一貫した方法で、かつ十分な透明性、明確性、予測可能性をもって作成及び適用されること
- 税関による執行が容易であり、貿易関係者にとって分かりやすいものであること

日本側は、家畜と水産物を含む農産品、及び林産物については完全生産品基準を用いることがより適切であるとの見解を示した。しかしながら、共同研究会は、これら製品についての製品特有の原産地規則については、将来、検討及び決定されるべきであるとの見解を共有した。

(3) サービス貿易

サービス貿易の自由化はJMEPの主要な要素であり、サービスの貿易に関する一般協定(GATS)第5条に完全に従ったものでなければならぬことが確認された。

共同研究会は、サービス部門がマレーシアのGDPの53.4%、雇用の48.7%、日本のGDPの70.1%、雇用の68.6%を占め(2000年)、同部門が両国経済において主要な役割を担っていることを確認した。

マレーシア側からは、GATSで規定されている漸進的な自由化の重要性

に言及しつつ、GATS の下での同国の約束を超えてサービス分野の自由化を行ってきていることが説明された。

日本側は、最近のサービス分野における外資規制の緩和を含むマレーシアの自由化努力を評価する一方、アフターサービスや流通サービスなど製造と密接に関連するサービス分野における自由化が、良質なサプライチェーンを維持する上で重要であることを強調した。また、日本側は、サービス分野における外資規制の撤廃・自由化をマレーシア側に要請した。

マレーシアからは、WTO においてかなりの自由化が行われている一方で、円滑化及び協力の取り組みが不足している点が指摘された。サービス貿易の発展を促すために、サービス分野における自由化、円滑化及び協力が JMEP に含まれるべきである。

(4) 投資

共同研究会は、投資は JMEP の主要な要素のひとつであるとの見解で一致した。

日本側は、マレーシアへの投資の増加が同国における雇用創出と経済成長に寄与することを指摘した。

日本側は、ASEAN 地域の他の諸国にとって模範となるようなレベルの高い投資ルールを双方が目指すべきであることを強調するとともに、投資許可段階及び投資後の両段階における内国民待遇、最恵国待遇、広範なパフォーマンス要求の禁止；内国民待遇、最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止におけるネガティブ・リスト方式の例外リスト；透明性；収用及び補償；送金の自由；国対投資家の紛争解決など、同国が関心を有する投資ルールに含むべき要素を提示した。

日本側は、マレーシアの製造分野及びサービス分野における外国直接投資の自由化措置を評価した。しかしながら、既存の外国直接投資及び非製造分野においては依然として規制が存在しており、日本側は更なる自由化及び自由化措置の恒久化を要請した。

マレーシア側は、投資ルールは外国投資家のみならず、国内投資家、及び投資受入国の開発目標にも配慮すべきである旨説明した。共同研究会は引き続き議論が必要であることを認識した。

マレーシア側は、日本の民間部門からの技術移転が促進されるべきことを指摘した。日本の産業界からは、エレクトロニクスの研究開発部門における技術移転の促進に向けた努力、及びマレーシア日本人商工会議所（JACTIM）とマレーシアの中小企業開発公社（SMIDEC）とが共同で行っている中小企業の能力向上に関する取組みが紹介された。

（５） 自然人の移動

共同研究会は、経済活動のグローバル化、技術の進歩、高度熟練専門家によるサービス提供の促進との関連で、JMEP における自然人、特に商用者の移動の促進は極めて重要であり、二国間経済関係の強化に寄与するものであることを確認した。産業界の交流促進に加え、JMEP においては、マレーシア及び日本からの旅行者及び学者の移動を促進するとともに、学生の研修・実習制度を奨励すべきである。

商用者の移動を更に促進するために、日本の産業界は特に、外国人専門家の人数制限の自由化、及び短期滞在外国人労働者の労働許可手続の改善・簡素化をマレーシア側に要請した。

（６） 政府調達

日本側は、JMEP の枠組みで政府調達の透明性及び市場アクセスについて議論することが重要であることを強調したのに対し、マレーシア側からは、JMEP に政府調達を含めることは困難であることが指摘された。双方は議論を継続していくことで一致した。

（７） 税関手続

共同研究会は、税関手続に関する規定が JMEP に盛り込まれるべきであるとの見解で一致した。共同研究会は、JMEP の下での両国税関間の協力、特に税関手続の簡素化及び調和の分野での協力は両国間の物品貿易を促進するものであることを認識した。

共同研究会は、マレーシアにおける電子通関システムの更なる発展を通じてより迅速な通関手続が実現されることを産業界が要請していることに留意した。共同研究会は、透明でかつ一貫した税関規則の解釈及び適用といった両国税関手続の近時の発展に関する継続的な情報交換が、産業界の関心に応える一助となることを認識した。

(8) 貿易取引文書の電子化

共同研究会は、貿易取引文書の電子的移転は二国間の貿易取引のスピード及び効率性の増大に貢献するものであり、JMEP の枠組みで貿易取引文書の電子化に取り組むべきであるとの見解で一致した。

(9) 基準認証

共同研究会は、相互承認取決めの必要性について予断することなく、基準認証分野における協力を JMEP に含めるべきであるとの見解で一致した。双方は、関心分野を具体的に特定し、専門家による更なる検討を行うこととした。

(10) 知的財産

共同研究会は幅広い論点に関して実りある議論を行い、以下の点を確認した。

- マレーシアは特許協力条約 (PCT) に加盟する予定である。
- 出願日又は優先日から 18 ヶ月経過した後に出願の内容を一般に公開する制度の実現に向けたマレーシア特許法改正が承認され、公開の実現に向けて技術的な準備を進めるための更なる対応が今後取られる予定である。
- マレーシアの修正実体審査 (MSE) 制度に規定される所定国の一つとして日本が含まれている。
- マレーシアは、商標出願に関して一出願多区分制度を採用している他の国の運用を検討する。
- マレーシアにおける特許、意匠、商標の審査・実務マニュアルが一般に公開される予定である。
- 手続の簡素化の導入に向けて双方による議論を継続する。

知的財産保護のレベルアップを図る観点から、共同研究会は知的財産保護に関する各種国際条約、特に PCT、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、商標法条約、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約、著作権に関する世界知的所有権機関条約（WCT）、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約（WPPT）及び植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV）に加盟することの重要性を認識した。

共同研究会は、JMEP の文脈において知的財産制度利用者からの要望に取り組むことの重要性を認識した。これに関連して、マレーシア側は日本側要望事項リストに関する当面の考え方を日本側に提示した。

日本側は、知的財産保護の重要性、特に模倣品・海賊版への対策の必要性を強調するとともに、マレーシアの継続的な真摯な取組みとその進捗に謝意を表した。さらに、日本側はこの分野での更なる進展を期待する旨表明した。

共同研究会は、JMEP の枠組みの中で知的財産権に関する協力の可能性を探っていくとの見解で一致した。

また、日本側は、双方の育種活動における植物品種保護の重要性を説明し、UPOV に整合的な制度を構築するとともに、UPOV 条約への加入を検討するようマレーシア側に要請した。マレーシアからは、同国は新植物品種保護法の制定手続中であることが紹介され、まもなく UPOV 加盟国となる予定であることが表明された。

(11) 競争政策

共同研究会は、JMEP における貿易及び投資の円滑化の確保に資する反競争的行為を規制する競争政策の重要性を再確認した。協力の詳細について、競争政策の専門家間で更に建設的議論が継続される予定である。

日本側は、情報交換、政策対話、技術協力が JMEP の主要な要素となるであろうことを表明した。

双方は、両国の競争当局間で現在行われている協力に対する評価を表明した。

(12) ビジネス環境整備

日本側から、両国の民間部門が相手国政府との間でビジネス環境上の問題を議論することができる新たな仕組みの構築を目的として、JMEP にビジネス環境整備を含める意向が表明された。

日本・マレーシア両国におけるビジネス活動を促進し拡大するために、産業界が直面している JMEP の埒外の問題が取り上げられるような道を JMEP は提供する必要がある。

日本の産業界からは、マレーシアのビジネス環境をより良いものとするために検討が望まれるいくつかの項目を指摘した。インフラ・サービス（電気、水道、通信サービスの改善）、環境関連事項（ごみ処理施設・業者の不足など）、雇用関連事項（労働協約の期間の改善など）、人材養成、裾野産業の育成、政府行政サービス手続（措置の変更に関する事前通知あるいは意見聴取手続の要請、事前納税制度の改善）などである。

それらの問題に取り組むために、日本側はビジネス環境整備の要素を JMEP に含めることを提案した。それは、いわゆる「かけ込み寺」として機能し、双方の産業界が直面している種々の問題に対する解決策を議論する何らかの仕組みを構築することを規定するものである。

マレーシア側からは、マレーシア政府の政策として常にマレーシアのビジネス環境を改善しており、様々なチャンネルを通じて行われている既存の取組みによっても、それらの問題を実質的かつ効果的に解決できると考えるべきであることが強調された。日本側は、提案した仕組み、特に日本において構築される仕組みは、マレーシアの産業界が日本で事業を遂行するにあたって直面する困難を克服する一助となる旨指摘した。

マレーシア側は、協議グループの設置によって、民間部門が JMEP の実施に関与できることに留意した。しかしながら、協議グループの付託条項については今後議論が必要である。協議グループを欠点のみを扱う場とするのではなく、共同プログラム、共同プロジェクトや協力の取組み

みを提案する前向きな場とすべきである。

双方は、この問題について議論を継続する必要があるとの見解で一致した。

3 - 2 . 協 力

共同研究会は、様々な分野で現在成功している日本・マレーシア間の協力について評価するとともに、JMEP の下での意義ある互恵的な協力が二国間の経済連携の更なる強化に貢献するものであるとの見解で一致した。

マレーシア側からは、JMEP に含めるべき関心分野が以下の通り挙げられた。

人材養成

開発途上国として、マレーシアにとって人材養成は重点分野である。この関連で、マレーシアは、実務研修、研修生育成プログラム、能力開発プログラム、専門家の配置、知識・経験の共有プログラムを含む様々な方法による人材育成に注力している。

人材養成が求められている分野には、自動車、金融サービス（銀行業及び保険業）、中小企業、手工業、起業家育成、放送及びアニメーション、林業及び鉱業、並びに農業が含まれる。

科学技術

マレーシアは、新規技術の分野で日本の研究者と協力することに関心を有している旨表明した。マレーシアの科学技術の発展を促すために、マレーシア側からは、日本企業が研究開発活動をマレーシアで行うことが主張された。マレーシアは、同国の科学技術分野の人材育成、及び情報交換を通じた科学技術の発展に関する法律の起草について、日本の協力を要請した。

マレーシアは、一次産品（ゴム、パーム油、カカオ、材木、コショウ）

林業、鉱業、農業などの分野における共同研究開発について関心を表明した。

教 育

マレーシアは、研究開発のネットワーク構築及び協力プログラム、単位互換、学位の相互承認、日本の専門家による支援の提供、日本の上位大学におけるマレーシア人に対する大学院奨学金の提供、研究所の設置・管理などの分野におけるマレーシアと日本の国公立大学間の協力を提案した。

また、マレーシア側からは、英語及び日本語教師の交流、日本・マレーシア間の学生交流の継続、ASEAN 地域における教育政策研究のためのセンターの設置、技術・職業教育に関する専門知識の提供、情報の交換・共有を含む分野での協力を促進することが提案された。

日本側は、経済連携の強化にあたって教育分野における協力は極めて重要であり、それゆえ日本は二国間での学生及び学者の交流を奨励してきた旨応答した。2002 年において、日本はマレーシアから約 1,900 人の学生を受け入れており、ASEAN 諸国の中では最大の受入先である。

情報通信技術

マレーシアにおける情報通信技術を基盤とする産業の導入及び育成は、あらゆる努力によって組織的に行われる必要がある。JMEP を通じて、マレーシアは、情報通信技術の発展に関して日本側と協力することを提案した。

協力には、情報交換プログラム、技術共有、及びネットワーク基盤、ブロードバンド展開、地方接続技術、遠隔医療、放送、マスメディアなどの分野における相互承認取決め及び技術協力が含まれ得る。

共同研究会は、JMEP の枠組みにおいて取り組み得る協力分野について更なる議論と明確化が必要であることを認識した。